

## キセラ川西 みどり部会

### 協議資料

3	みどり部会の目的及びスケジュール	1
4-1	検討の前提	
	・公園の位置とまちづくりの方針	2
	・キセラ川西せせらぎ公園の概要	3
	・市民参画の取り組み状況と今後の予定	5
4-2	共有事項	
	・管理運営について	6
4-3	協議事項	
	・利用運営について	12

### 3 みどり部会の目的及びスケジュール

#### 1. みどり部会の目的

キセラ川西地区は医療・住宅・集客などの多機能が連携した『次世代型複合都市』をめざすとともに、全国に先駆けて低炭素社会に向けたまちづくりに取り組んでいる。当地区の中央部には約2haの公園やまちをつなぐ遊歩道が配置されており、まちづくりの核となる場としての利活用の推進が期待されている。また、事業は、宅地整地や道路・公園等の整備、維持管理、まちづくりコーディネート業務等を一体的なPFI事業で進めている。

そうした中、キセラ川西エコまち協議会\*により、「キセラ川西低炭素まちづくり計画」が策定され、市民参画による公園整備・公園維持管理方策の検討や、公園・遊歩道を活用した市民への環境・防災・エネルギー学習の機会の提供等の推進が同計画の取組方針の1つとして組み込まれた。

みどり部会は、「キセラ川西低炭素まちづくり計画」の推進を図るため、市民、地区内事業者、行政が相互に協力できる公園・遊歩道の利活用の仕組みの整理を行い、地域と連携した魅力的な公園運営を行っていくことを目的に設置された部会であり、キセラ川西エコまち協議会の下部組織として位置付けられるものである。

みどり部会において検討する項目は、次年度からの供用が予定されている公園や遊歩道を利活用する際に取り決めが必要となる以下の内容を対象とする。

#### 平成28年度 みどり部会における検討項目

##### 【キセラ川西せせらぎ公園での利活用に関わるルール整理】

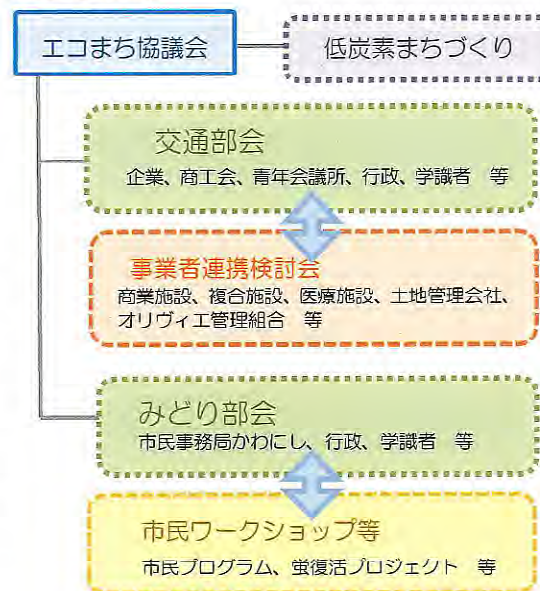
- 公園利用ガイドの案確認→申請内容の確認助言
  - ・都市公園条例や公園利活用におけるルールの整理
  - ・公園使用料に関するルールや金額の整理
- イベント申請内容の審査
- 周辺施設や庁内組織等との連携

なお、検討に当たっては、管理者的な視点ではなく利用者目線でもってまちづくりを考え、キセラ川西が魅力的なまちとなるよう、みんなで協力、参加しながら育てていくという視点を大切に取り組んでいくものとする。自らが主体的な観点で、新しいまちづくりに向けてどのような活動の取り決めが必要か、どのような連携を推進すべきかを発案しあうことを目指している。

#### ※参考 キセラ川西エコまち協議会について

キセラ川西エコまち協議会は、市長の諮問に応じ、キセラ川西低炭素まちづくり計画(以下「計画」という。)及び計画に関係する運用基準等の策定及び改定、計画に沿った事業の実施が可能である事業者の選定その他当該計画を実施する上で必要と認める事項について調査審議する協議会である。(出典:キセラ川西エコまち協議会規則による)

エコまち協議会の下部組織としては「みどり部会」の他、「交通部会」がある。交通部会では昨年度まで検討してきた「自動車ダイレクト誘導」や「レンタサイク



ル回遊」に関する社会実験、「駐車場の相互利用」、「シャトルバス運行」に関わる協議を行う。また、本年度から新たに、地区内事業者に対し、エリアマネジメントへの参画・協力依頼などに関する検討などを行う事業者連携検討会の設置が予定されている。

将来的には「みどり部会」と「交通部会」を包括する組織として、地区内全体のエリアマネジメント(キセラ川西地区における良好な環境や地区の価値を維持・向上させるため、住民・事業主・地権者等による主体的な各種まちづくりへの取り組み～イベントの主催・共催・後援、協力金の寄付等)を扱う組織を設置する予定である。

#### 2. スケジュール

本部会の進行スケジュールは以下のとおりである。

日程		みどり部会		その他
平成28年度	第1回 6月3日(金)	庁内 周辺施設	公園 利用 ガイド	
	第2回 8月	の 連携 検討	の 案 確定	
	12月			イベント申請受付開始
	第3回 1月		イベント申請内容の 確認と助言	
平成29年度	4月(予定)		ガイドラインの 改良検討	公園供用 開始    イベントの 開催

使用申請への  
協議・調整  
 ↓  
 月1程度の開催  
※申請状況により  
頻度検討

1. キセラ川西の事業区域と公園の位置

「キセラ川西※」は、市の玄関口であるJR川西池田駅や阪急川能勢口駅から近く、市役所や体育館などが集まる市の中心部に位置している。約 22.3ha の面積を有し、住宅地や商業施設、病院、公共施設などの配置が予定されており、「医療」「住宅」「集客」など多機能が連携する「次世代型複合都市」を目指して新たなまちづくりが進んでいる地区である。

この魅力的なまちづくりを推進するキセラ川西において、キセラ川西せせらぎ公園はシンボリックな存在であり、周囲の公共施設やせせらぎ遊歩道などと連携しつつ事業を進めている。

※「キセラ川西」とは、区画整理事業による施行地区のまちの愛称で、その意図する内容は以下のとおりである。

〈輝きや希望を表す「キ」、まちを象徴するせせらぎの「セ」、都(洛)を想像させる「ラ」〉

■キセラ川西せせらぎ公園の位置



出典) 川西市中央北地区低炭素まちづくり計画 (改定案)

2. キセラ川西にかかわるまちづくりの方針

1) 上位関連計画

①川西市総合計画

- 目指す都市像 「であい ふれあい ささえあい 輝きつなぐまち」
- 地域別方針 (南部・JR北地域)

古くから都市化が進んだ中心市街地で、川西能勢口駅周辺では再開発事業が進められるなど、都市機能が集積した地域である。交通拠点機能を基本に、商業・業務機能及び文化・行政などの高次都市機能を集積し、「川西の顔」にふさわしい都心核の形成をめざす。

- 「市民総参画型・協働型総合計画」として、まちづくりを進める。
- 主要施策として『中央北地区のまちづくりを進めます』と位置付けられている。

②都市計画マスタープラン

○基本理念

「つくる」から「活かす」まちづくりへ 「人」「町」「自然」を活かす川西

○分野別方針-市街地整備の方針:川西能勢口駅周辺における都心核の整備

中央北地区では土地区画整理事業により都市基盤施設を整備し、医療・住宅・集客などの多機能が連携した「次世代型複合都市」をめざすとともに、「キセラ川西低炭素まちづくり計画」に基づいて低炭素社会に向けたシンボリックなまちづくりに取り組む。

③緑の基本計画

○緑の将来像 「自然とふれあい 心安らぎに満ちた アメニティシティ」

④中央北地区※のまちづくりの方針

「医療」「住宅」「集客」など多機能が連携する『次世代型複合都市』

せせらぎ空間を活かした持続可能、かつ、環境にやさしいまちを実現するため、多機能(「医療施設」「住宅施設」「集客施設」及び「既存施設など」)が連携し、低炭素に配慮したまちづくりを行う。その手段として、実現に向けては民間活力の導入を積極的に検討していく。

※中央北地区はキセラ川西を指す



2) キセラ川西が目指すエリアマネジメント

キセラ川西ではこれまでのまちづくりの方針から、住宅・医療・集客等の多様な機能が連携した複合的なまちに向けて、地区全体で快適な地域環境の形成、地域活力の増進、資産価値の維持・増大を目指してエリアマネジメントに取り組んでいく。この取り組みにより、住民や民間事業者等の地区への愛着等の付加価値を生み、それが持続的に発展できるようにしていくまちづくりを目指す。

また、そのような取り組みにあってキセラ川西せせらぎ公園は、エリアマネジメント活動の主たる舞台であり様々なイベントやまちづくり活動が行われ、ハード、ソフト合わせて地区内を繋ぐ場ともなる。

■ PFI 事業プロポーザル採択時の公園づくりの提案 ■

私たちは、新しい中央北地区において市民交流・市民活動の拠点となる都市の庭「緑のサロン」を目指します  
市民が自由に利用でき、交流の場所となり、様々な使い方ができる緑のオープンスペース

■市民交流、市民活動の拠点となる「都市の庭」

- ・市民が主役で様々な交流(①)が展開され、新しいつながりが生まれる「出会いの空間」とします。
- ・世代間交流を深め、にぎわいのある公園づくりを行います。
- ・街や周辺の山並みなどの景観と調和を図り、都市の風景を魅力的に創造します。
- ・多機能が集積する周辺の都市施設と連携し、様々な活動が展開できる空間とします。



①交流イベントの開催

■快適・安全な都市生活の舞台となる「都市の庭」

- ・CO<sub>2</sub>の吸収機能が高い樹木の配置(②)や自然エネルギーの活用により、「低炭素化に向けたまちづくり」を実践する取り組みを行います。
- ・せせらぎ遊歩道と一体となって都市における「生物の生息空間」を形成するとともに、「自然とのふれあいの場」を整備します。
- ・「一次避難地」(③)としての機能を確保するとともに、隣接施設と一体となって街の防災機能を高める整備や活用を行います。平常時における利用機能と非常時における防災機能の共存を図ります。
- ・楽しみながら健康づくりや創造的な遊びにつながるアクティビティが展開できる空間とします。



②街の中のみどりの拠点



③防災時の活用

■市民協働で創り・育て・成長する「都市の庭」

- ・公園の計画段階から施工時、供用時に継続的な市民参加プログラム(④)を展開し、「市民により愛され成長していく公園づくり」を行います。
- ・川西市のHP等の活用により、市民協働や公園利用にかかわる情報の発信を行い、市民に公園に対する関心を高めます。
- ・公園利用に対する市民の発意や要望をワークショップ等により取り込み、ソフト・ハード面への展開を図ります。
- ・既存の活動団体との連携などから徐々に枠を広げて、公園空間や利用の質を高めていきます。



④市民協働による公園づくり

■ 公園現況 ■

■公園現況

- まちの中心部にあり、駅や市役所、体育館、病院等の公共施設や大型商業施設、集合住宅に近接。背後に美しい山並
- 都市公園(近隣公園 2ha)の位置づけ
- 環境保全→緑の拠点、低炭素型まちづくり、せせらぎ連携
- レクリエーション→市民活動・レクリエーション拠点
- 防災→一次避難地としての広場、地下貯留施設活用
- 景観→キセラ川西のシンボルとなる公園、景観
- 法に基づく整備・利活用、PFI 事業による整備
- 皮革工場の跡地の利用

■ 小学生アンケート ■

■「小学生 こんな公園だったらいいな」アンケート

- 総意見数 : 1,383通
- 回答者の構成 : 小学校1年生から6年生まで
- 意見の傾向
- ・ すべり台やブランコ、アスレチックなどの遊具が多く、次いでベンチやテーブルなどの休憩施設の意見が続いている。
- ・ 動物とのふれあいや自然とのふれあいを大切にする意見もある。
- その他の意見
- ・ 夏に涼しく、冬に温かい休憩所がほしい。
- ・ 地震などが起きた時に便利な道具や施設がほしい。
- ・ 中学生の遊ぶところと小学生の遊ぶところを分けてほしい。
- ・ にぎやかで、安心できる公園にしてほしい。
- ・ お年寄りから子供まで楽しめる公園にしてほしい。など

■ 市民参画による公園計画 ■

■せせらぎ遊歩道 ワークショップによる意見(全9回)

○基本的な方向性(全体で共有されたテーマ)

- ・ シンボル→南北に繋がるストーリー性、シンボリックな空間
- ・ 四季→四季を楽しめる園路、植栽
- ・ 交流→多世代に適した交流の場
- ・ さまざまな公園での活動を調整管理していく公園管理運営組織が必要である。
- ・ 自然→流れ、幅に変化ある水路、自然に近い素材の園路
- ・ 次世代→幅広い年齢層のこどもの遊び場
- ・ バリアフリー→バリアフリールートの確保

■中央公園計画設計 ワークショップによる意見(全4回)

○第1回 「公園のイメージを膨らまそう！」

- ・ 「緑ゆたかな公園」、「多世代が利用、あるいは多世代が交流できる公園」、「シンプルな公園」。

○第2回 「公園のイメージを方向づけよう！」

- ・ 「イベントにも対応できる芝生広場」、「木の多いゾーン(森、里山、サクラ)のエリア」、「こどもの遊び場(プレーパーク、遊具のある広場)」

○第3回 「公園のかたちを固めよう！」

- ・ コミュニティ花壇は隣接する病院の入院患者の利用も考慮して公園の北側に配置し、車イスでも利用しやすい形状とする。
- ・ 緑の配置については、せせらぎ遊歩道との連携をふまえ、北東側に配置し季節を感じられる里山のような空間とする。

○第4回 「公園のかたちを確認しよう！」

- ・ テーマ別に分かれた各班の視点から、「中央公園のかたち」の確認。

【市長報告会(平成26年6月)における設計の基本方針】

①テーマ 街の中心部にできる自然を感じる空間

季節を感じる公園、安全・安心のある公園、里庭がある公園

②基本方針

- ・ まちの真ん中に生まれる、誰もが気軽に利用できる癒やしの自然空間
- ・ 緑の核「芝生広場」と活動のある雑木林「里庭」からなる公園
- ・ 四季を感じることができ、季節の彩りを楽しむことができる公園
- ・ まちに「安全」と「安心」、「憩い」が染み出していく公園
- ・ 時の流れとともに成長していく公園



③計画図



■中央公園・せせらぎ遊歩道 管理運営ワークショップによる意見(全3回)

○活動、運営参加してみたいこと

- ・ 若者男女が集まる楽しいイベント(物産販売、朝市、ストリートフェスタ、フリマ、植木市、音楽関連、映写会)
- ・ 道具を使わない自然な遊び、プレーパーク、植物や生き物観察、花づくり、記念植樹、星を見るなど自然を活かした活動
- ・ 体操、ヨガ、ランニング等健康づくり
- ・ 体操、ヨガ、ランニング等健康づくり
- ・ ごみ拾いや清掃、落ち葉の再利用、草花の手入れ
- ・ ウォーキング、健康遊具教室、イルミネーションづくり
- ・ 四季それぞれの利用法や樹木調査、公園利用ルールの検討
- ・ 公園の活動・運営にかかわるNPO 立ち上げ
- ・ 若い人が参加しやすく、楽しく継続的に維持管理できる仕組みづくり、地域の力で盛り上げる

○管理運営の方向性

- ・ 多種多様に公園、せせらぎ遊歩道の利活用を行う。
- ・ 公園利活用のルールを決めてみんなが仲良く楽しく使えるようにする。
- ・ 活動主体は市民やNPO、地域団体を中心に組み込んでいく。また、企業や学校、商工会等との連携や行政の支援も重要である。
- ・ イベント開催はNPOや行政により実行委員会を構成し進める方法もある。
- ・ 公園に関する情報発信、広報、周知も大切である。
- ・ さまざまな公園での活動を調整管理していく公園管理運営組織が必要である。

■平面図



■全体鳥瞰図



■公園の名称 (平成 28 年 5 月、川西広報誌より抜粋)

阪急・能勢電鉄「川西能勢口」  
駅から北へ約600mのキセラ川  
西で整備が進む、「公園及び遊歩  
道」。名称が、「キセラ川西せせら  
ぎ公園」に決まりました。  
名称の選考は、職員や市民プロ  
グラムワークショップ、ホテル復  
活プロジェクトによる投票などを  
経て決定しました。

**29年4月にオープン予定**  
**キセラ川西**  
**せせらぎ公園**  
キセラ川西内  
公園の名前が決定

問合せ 地区整備課 ☎(740)1207

市民参画の内容は、公園・遊歩道のプラン（設計）づくりから、市民が主役となってさまざまなイベントの開催、利活用の検討をする段階に移行している。今後、市民参画による公園運営組織の検討段階へと移行していく。

■市民参画の取り組み状況と今後の予定

ワークショップ名	目的	成果	ワークショップ体制	有識者の参加	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29～34年度
キセラ川西の動き	—	—	—	—		PFI事業公募	事業開始 計画設計	計画設計	現場施工	現場施工、せせらぎ遊歩道一部供用	H29年度公園供用 H34年度PFI事業終了
設計WS	せせらぎ遊歩道WS	・せせらぎ遊歩道を対象とした「使う側」の視点にたった整備計画の策定	・利用イメージを共有し、整備計画を作成 ・共有されたテーマ→四季、自然、シンボル、次世代、交流 ・基本計画図を作成	・全9回 ・参加者 39名	【コーディネーター】 加我宏之（大阪府立大学） 今西将行（NPO法人 野生生物を調査研究する会） 渋谷敏彦（写真家）	ワークショップ実施 9回					
	中央公園WS	・中央公園は地域のシンボルとなるものであり、市民の想いを公園整備に活かす	・利用イメージを共有し整備計画を作成 ・基本方針→自然を感じる場、成長する公園、安全・安心・憩い、せせらぎ遊歩道との連携 ・基本計画図を作成	・全4回+市長報告会 ・小学生1383通のアイデア、意見を聴取 ・参加者 32名 ・中京大学学生8名参加、引率→佐道明弘（中京大学）	・なし		ワークショップ実施 4回 市長報告会1回				
	中央公園・せせらぎ遊歩道管理運営WS	・中央公園・せせらぎ遊歩道の一体的な利活用、市民意向を取り込んだ管理運営	・管理運営の方向性を共有 ・運営活動の主体は市民やNPOが核となるべきである ・調整管理する公園管理運営組織が必要 ・公園利活用ルールを決めるとよい	・全3回 ・参加者 30名 ・前年度WS参加者が約半数	【講演-1回実施】 上野信子（大阪市立大学） ・公園活用の事例や地域を巻き込んだ取り組みについて講義や参加者と意見交換をしていただいた。			ワークショップ実施 3回			
	市民プログラムWS	・市民活動グループ形成、活動プログラムづくり	・各種活動グループの形成	・全8回（2年間） ・参加者 41名 ・キセラ川西での市民活動に意欲がある方により活動	【アドバイザー】 武田重昭（大阪府立大学）			ワークショップ 8回 （実施中）			
利活用・運営組織の検討WS	蛍復活プロジェクトWS	・市民参加型の蛍に関する維持保全活動を立ち上げ、蛍の生息できる水辺づくり	・ホタルグループの形成	・全6回（2年間） ・参加者 19名 ・継続的に蛍の生育活動にかかわっていく意欲のある方により活動	【監修】 前田誠通（環境省環境カウンセラー、宝塚医療大学）			ワークショップ 6回 （実施中）			【仮称）せせらぎカフェ】 公園・遊歩道の供用開始後、各活動団体や市民に活発に利用していただくため、各団体の取組内容などを共有でき、誰でも気軽に参加できる場を設ける
	プレーパークグループ活動	・中央公園でのプレーパーク活動の運営	・プレーパークグループの形成	・プレーパーク講座を昨年度開催 ・今年度よりお茶会を立ち上げ、グループ活動を実施中			プレーパーク講座3回	お茶会、グループ活動 （実施中）			○せせらぎカフェの役割 ・活動団体や市民の交流 ・イベント内容のブラッシュアップ ・楽しい活動やイベントの企画検討等
	単発ワークショップ等	・参加者にキャラ川西を知り、愛着を持ってもらうとともに、将来の市民活動への関心を高める。						子どもポスター設置ワークショップ （予定）	施工ワークショップ （予定）		

1. 公園管理運営体制の方向について

公園管理運営は平成 33 年度までは市の直営管理とし、平成 34 年以降については指定管理者制度の活用を予定する。みどり部会は、公園管理における基本ルールの取り決めやイベント等の確認を行い、円滑な公園運営が行われるよう誘導する。

■公園管理運営と関連事項の流れ



※1 管理団体の組織化については現在検討中  
概念については第 2 回みどり部会にて提示予定  
※2 兼用工作物協定参照 (資料 P. 8)

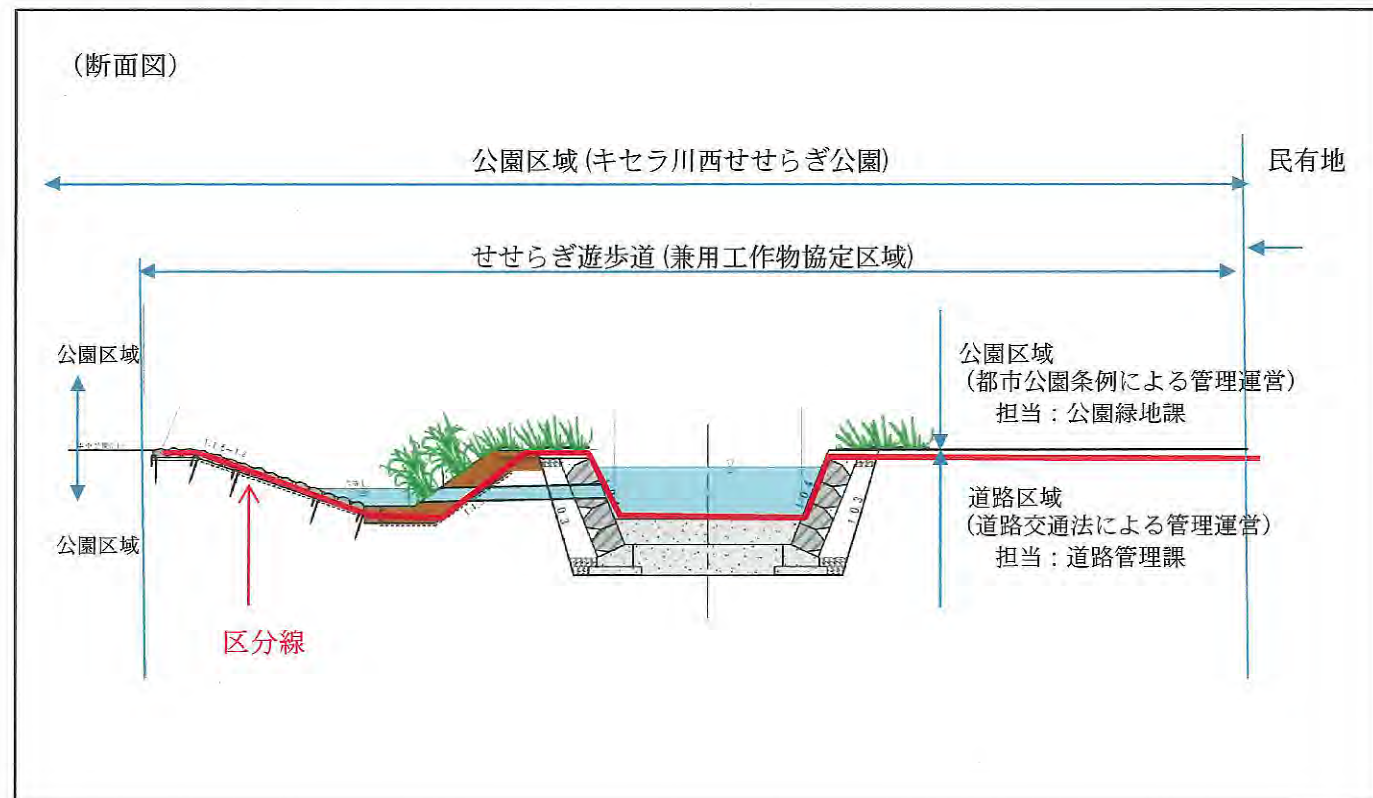
2. せせらぎ遊歩道部における管理

せせらぎ遊歩道部は道路として都市計画決定されているが、利用形態としてはキセラ川西せせらぎ公園と一体的な利用が求められる場であり、交流や憩い、生物の生息空間、緑の拠点性など多様な利活用が求められる場にある。そうした場合、道路空間であると多様な利用に対し制約が生じ、本来、この空間に求めている機能を十分発揮できない状況となる。

このため、せせらぎ遊歩道部の上部空間については、利用目的を踏まえ、公園として維持管理を行うものとし、その手法として兼用工作物の協定締結を行う。

遊歩道部は、敷地上は道路であるが、維持管理、運営上は公園として運用するものとし、道路交通法を適用せず都市公園法を適用する。キセラ川西せせらぎ公園の告示範囲については、せせらぎ遊歩道部も含むものとする。

■兼用工作物協定の範囲





せせらぎ遊歩道南線（道路決定）とキセラ川西せせらぎ公園（公園決定）との兼用工作物協定書（案）について以下に示す。

協 定 書 （案）

阪神間都市計画道路 8.4.936号 せせらぎ遊歩道南線（以下、「せせらぎ遊歩道南線」という。）と阪神間都市計画公園 3.3.706号 中央公園（以下、「中央公園」という。）とが相互に効用を兼ねる施設の管理方法について道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項及び第55条第1項の規定並びに都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の2第1項及び第12条の6の規定により、道路管理者（以下「甲」という。）と公園管理者（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、道路管理者と公園管理者の管理区分等を明確にし、適正な管理を行うことを目的とする。

（兼用工作物）

第2条 この協定において兼用工作物とは、せせらぎ遊歩道南線と、これに係る中央公園の区域とが相互に効用を兼ねる施設とし、別添図のとおりとする。

（管理の区分及び方法）

第3条 兼用工作物に係る管理の区分及び方法は次の各号に定めるところによる。

- (1) 兼用工作物に係る維持管理、修繕及び行政処分は、専ら都市公園施設として使用する部分を乙が、その他は甲が行うものとする。
- (2) 兼用工作物に係る新設又は改築は、前項の規定によりそれぞれの管理者が行い、その都度必要な書類を添えて協議するものとする。
- (3) 兼用工作物に係る災害復旧事業（公共土木施設災害復旧事業国庫負担法（昭和26年法律第97号）第2条第2項に規定する災害復旧事業をいう。）のうち、専ら都市公園施設として使用する部分については乙が、その他の部分については甲が行い、疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して行うものとする。

（行政処分）

第4条 前条第1号及び第2号の規定により行政処分を行う場合には、甲は道路法及び道路に関する川西市の規定により、乙は都市公園法及び都市公園に関する川西市の規定によりそれぞれ行うものとする。

（占用料等の徴収）

第5条 兼用工作物に係る公園施設の設置若しくは管理、占用又は使用の許可に係る占用料及び使用料は、前条の規定によりその権限を行使する者がそれぞれ所管する川西市の規定によって徴収するものとする。

（費用の負担）

第6条 兼用工作物に係る管理に要する費用は、それぞれ管理を行う者の負担とする。ただし、それぞれ管理を行う者の負担とすることに疑義が生じた場合には、別に甲乙協議して定めるところにより負担するものとする。

（疑義の決定等）

第7条 この協定に定めのない事項、疑義が生じた事項または協定に変更の必要が生じる事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（効力の発生）

第8条 この協定は、協定締結後の道路及び公園の供用を開始した日から効力を生じ、道路又は公園の供用を廃止したとき効力を失うものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 道路管理者  
川西市長 大 塩 民 生  
乙 公園管理者  
川西市長 大 塩 民 生

対象地の実情や利用者の視点に立ち、兼用工作物協定による運用を行っている手法は、まちのシンボル、賑わいや交流の場、緑の空間としてまちづくりに重要な役割を持たせている場所で全国各地において事例がある。東海市（愛知県）の太田川駅東歩道、名古屋市の久屋大通、札幌市の札幌大通などでは、兼用工作物協定により道路空間が公園空間として維持管理され、各種イベントや休憩施設の設置、カフェなどが開催できる空間として都市公園法での適用により活用が進められている。占用に該当する行為については、公園管理者との協議を行い必要に応じて許可申請の手続きが必要となる。

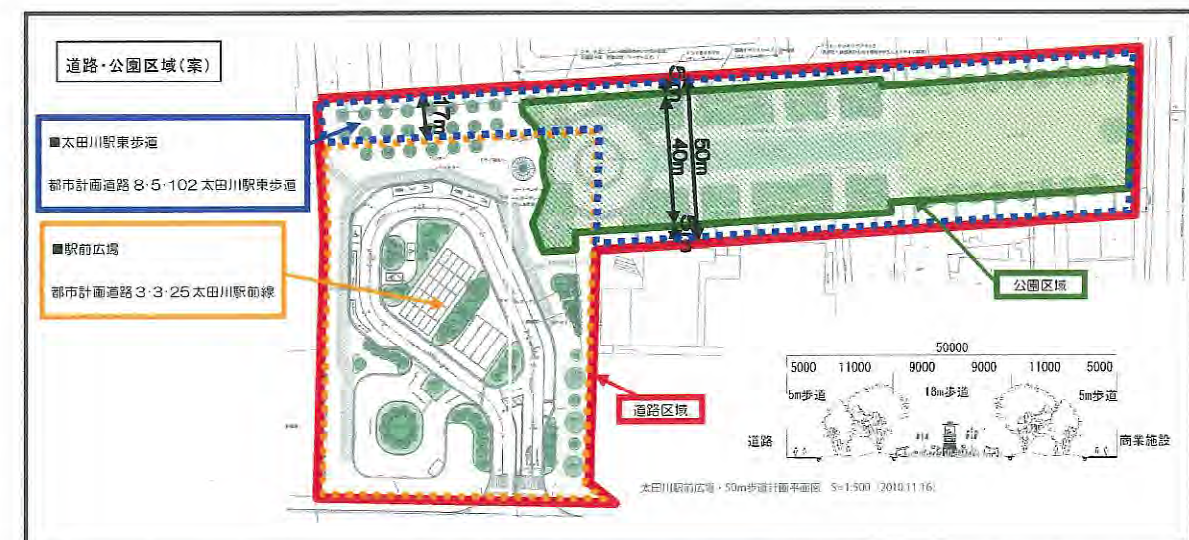
■事例 「東海市太田川駅東歩道」

- ・道路管理者と公園管理者との間で区域を設定し、兼用工作物協定を結んでいる。
- ・50m歩道の両端、5～7mは道路専用とし兼用区域としない。（全域で兼用とした場合、歩道としてのアクセス機能が弱くなること。また、隣接する宅地が将来分割された場合にも道路に接することを考慮した。）
- ・兼用工作物協定において道路及び公園の維持管理が重複する区域では、都市公園法による権限を行使する。
- ・区域は、現地でわかるように縁石などで表示する。
- ・公園区域内では道路交通法を適用しない。
- ・公園管理者が管理する兼用工作物の範囲については、指定管理者制度による管理を前提とする。

（活用方法）

イベント等については出車祭り、七夕祭り、ウインターイルミネーション、花火大会や東海フラワーショウなどのサテライト会場や地産農作物の市場、オープンカフェなどが「東海市中心市街地活性化基本計画」で提案され、『株式会社まちづくり東海』を中心に地域・関係団体と連携し活動に取り組んでいる。

	道路区域		公園区域（兼用）
手続法令	道路法	道路交通法	都市公園法
申請書	道路占用許可書	道路使用許可申請	都市公園占用許可申請書
申請先	道路管理者	所轄の警察	公園管理者



写真：ランドスケープ研究VOL.79 増刊 作品選集

3. 都市公園における活動の規定

これまでのワークショップにおいて、市民から様々な公園の利活用の希望が出ている。公園は公共施設でもあり、活動に当たっては都市公園法に規定されている内容に準じた活動が前提となる。

川西市都市公園条例における行為の制限や違反行為の内容は以下のとおりである。

1) 都市公園の行為の制限

【川西市都市公園条例】

第3条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
  - (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
  - (3) 興行を行うこと。
  - (4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しをすること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間及び行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。
- 5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

2) 都市公園内での違反行為

【川西市都市公園条例】

第5条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項及び法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (5) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両等を持ち入れ、又はとめておくこと。
- (8) 都市公園をその用途以外に使用すること。
- (9) その他規則で定める事項

【川西市都市公園条例施行規則】

第5条 条例第5条第9号で定める事項は次のとおりとする。

- (1) 禁止された区域内で、野球その他公衆に危害を及ぼす行為をすること。
- (2) 公園内で馬の調教、犬の訓練及びその他畜類を放すこと。
- (3) 前2号に定めるもののほか、公園の管理又は利用に支障がある行為をすること。

4. 公園使用料

1) 現状の公園使用料

川西市都市公園条例（第9条）における公園使用料の内容を記載する。条例における公園使用料は、公園占用する場合の占用料として定められている。

東久代運動公園については、野球場、球戯場、テニスコートについて、別途使用料の規定が定められている。公園内に、第9条に該当しない特定の使用形態がある場合は、東久代運動公園の事例のように特定の施設に対応した使用料金を条例で定めることが必要である。

川西市における使用料金を他都市と比較すると、都市ごとで項目によりかなりばらつきがあるが、概ね各項目とも、中間あたりの状況にある。



川西市におけるこれまでの公園利用事例から、現在定めている使用料がキセラ川西せせらぎ公園にも適しているか判断が難しいため、来年度の使用状況を踏まえ検討を行う。

【川西市都市公園条例】

別表(第9条関係)

(1) 公園の使用料

占用物件	区分	単位	単価	摘要
公園施設を設ける場合	月額	1平方メートル	267円	
公園施設を管理する場合	月額	1平方メートル	800円	

行為	区分	単位	単価	摘要
営業のためのポート	月額	1台	800円	
行商、募金、出店等を行うとき。	日額	1平方メートル	438円	占用面積
映画等を撮影するとき。	日額	1箇所	5,335円	
業として写真の撮影をするとき。	月額	1台	1,334円	写真機1台
興行を行うとき。	日額	1平方メートル	36円	占用面積
競技会、展覧会、博覧会、集会等を行うとき。	日額	1平方メートル	5円	占用面積
その他全部又は一部を独占使用するとき。	日額	1平方メートル	12円	占用面積

備考

- 1 使用の面積が上表に定める単位に満たない場合は切り上げて計算する。
- 2 使用料の額が、100円に満たない場合にあつては、これを100円とする。

■公園の使用料の平均比較

	単位	川西	①-⑧ 平均	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
				伊丹	神戸	西宮	尼崎	吹田	豊中	箕面	大津
行商、募金、出店	m2/日	438	220	408	150	50 m2/時	735 m2/時	200	200	-	140
映画等の撮影	箇所/日	5,335	14,368	730 人/日	60,000	3,000	10,208	4,000	4,000	-	5,000
業として写真撮影	台/月	1,334	2,536	730 人/日	900 人/日	3000 箇所/日	2,536	1000 台/日	2000 箇所/日	-	5000 件/日
興行	m2/日	36	25	36	12	2 m2/時	49	10	-	-	20
競技会、展覧会、 博覧会、集会等	m2/日	5	7	10	12	1 m2/時	10	2	2	2	10
独占使用	m2/日	12	22	-	-	-	22	-	-	-	-

※赤字 換算単位が異なる場合であり、平均対象から外している

■その他施設の使用料事例

施設名	内容	金額	備考
道の駅すばしり イベント広場	販売を行わない場合 町民が販売を行う場合 町民以外が販売を行う場合	1,000円/日 売上額の7% 売上額の15%	静岡県小山町
道の駅たけはら イベント広場	売上が発生する場合、市内の方 売上が発生する場合、市外の方 売上が発生しない場合	売上額の10% 売上額の15% 原則無料	広島県竹原市
長岡市シティホ ールプラザアオ ーレ長岡	ナカドマ 市民交流ホールのホワイエ	50円/m <sup>2</sup> /日 50円/人/日	新潟県長岡市
富山市 まちなか賑わい 広場	業として写真、映画等の撮影 興行 物品販売等 独占使用（全部使用） 独占使用（1/2使用） 独占使用（1/5使用）	1,200~2,500円/4時 1,200~2,500円/4時 1,200~2,500円/4時 52,000~100,000円/4時 36,000~70,000円/4時 16,000~30,000円/4時	時間による料 金区分あり
姫路市広場	姫路市の普通財産貸付料算定基 準	使用料は以下の算定式による 公示価格×利率6% (営利目的) 日/年(365日)	兵庫県姫路市

2) 公園利活用促進を図るための初年度の試みについて

使用当初は、試用期間とし、みどり部会での審査を通過し、許可がおりたものは、すべて使用料を免除する。

(理由)

・周知、利活用の促進のため。

→ これまでの市内の公園と違い、いろいろなイベントができるということを知ってもらい、今後の活用につなげてもらう。

・キセラ川西せせらぎ公園に適し、利用状況に適した料金を検討するため。

(目的)

・イベント開催後、使用料減免開催したイベントについては、利用料金の検討やガイドラインの更新の必要性がないかなどをみどり部会で検討するため、アンケートやレポートの提出などに協力してもらう。

(参考) 現状の公園使用料の減免規定について

川西市都市公園条例（第13条）及び川西市都市公園施行規則（第8条）に、公園使用料の減免の規定が定められている。

【川西市都市公園条例】

第13条 市長は、法第5条第1項、法第6条第1項、同条第3項、第3条第1項若しくは第3項又は第6条の2第1項の許可を受けた者の責に帰することのできない理由によってそれらの許可に係る行為又はそれらの利用をすることができなくなった場合、その他市長が必要と認める場合においては、使用料の全部又は一部を免除することができる。

【川西市都市公園条例施行規則】

第8条 条例第13条の規定により使用料の全部又は一部を免除する場合は、次のとおりとする。(1) 公園施設を設置しようとするもので、営利を目的とししないもの  
(2) 公益上特に必要と認めるとき。  
(3) その他市長が必要と認めるとき。

※営利目的

・利益を上げることが目的として、物品を販売したり、入場料を取って興業などを行うこと。企業が不特定多数の人を集めて販売行為を行うことや、収益により生計を維持している場合などは営利目的となる。地域団体の活動で会費を取り運営する場合は該当しない。詳細は個々のケースで判断となる。

公益上の判断としては以下の項目が考えられる。

・公園PR、地域振興、子育て支援、公益性、交流促進等の目的による減免

・CSR活動の一環として公園を活用する活動内容に対する減免

・エリアマネジメント会員企業や公園応援クラブ(仮)に入っている企業に対する減免 など

※CSR活動：企業が社会に対して責任を果たし、社会とともに発展していくための活動

■事例 富山・グランドプラザ

①広場の概要

出典) 財団法人 都市みらい推進機構関連 hp

市街地再開発事業を計画している二つの街区の間に、既存市道(幅員5m)をベースに、両街区内の従前市道(廃止)と民地セットバックを組み合わせて、まちなかの賑わいを創出する「まちなか広場(約1,400㎡)」空間を創出しました。

- ・グランドプラザは、立体駐車場が入っている「CUBY(キュービー)」と、「大和富山店(西町・総曲輪地区)」の二つの再開発ビルの中の市道を拡幅して作る南北約65メートル、東西約21メートルのガラス屋根に覆われた広場空間です。
- ・グランドプラザの敷地は、隣接する百貨店と駐車場の再開発に併せて、廃止する道路を集約しました。両再開発のセットバック分も含めて21mの幅を確保しています。
- ・セットバック部分は、市が無償で借り受けています。広場全体を一括して市が直営で、整備、管理、運営を行っています。整備費用は両街区側も面積案分で負担しています。
- ・グランドプラザを管理・運営するために市では条例を制定し、道路の指定を解除してなるべく自由に使用できる広場としています。
- ・施設の運営に関しては、当面は一種の社会実験という位置づけとされ、富山市が運営に当たります。スタッフは「管理」より「運営」を重視したスタッフ配置としています。



②減免措置\*について

出典) 「にぎわいの場 富山グランドプラザ」

著者 山下裕子 出版 株式会社学芸出版社

「まちなか」とは、地名ではなく状態を表している言葉です。先日、市内の小中学生にアンケート調査をしたところ「まちなか」「巨大な郊外施設」という結果だったと聞きました。「まちなか」とは、住宅や商店が集まっているところであり、昔は城下町、門前町等、自ずと人が集まる場周辺の商業文化が形成し、「まちなか」を形成していました。

現在では、大病院、行政施設等がそれに該当し、富山市の中心市街地においては市内唯一の百貨店が、賑わいの核となっています。長年、「まちなか」と称されてきた中心市街地にとって、「まちなからしさ」が風前の灯になりつつあった近年、集客力を唯一維持していた百貨店の横に地域の行政が主導を担い、グランドプラザが完成しました。

そして開業時には、オープニングキャンペーンを実施し、開業後の一定期間は使用料を徴取せず、テレビ局や新聞社等の各メディアにイベント開催を提案しました。その結果、毎日、各メディアが主催するイベント会場となり、多くのメディアに掲載されました。

つまり、行政力を最大限に活かして事業費は提供せず、通常は有償であるグランドプラザを無償で提供することを提案し、地域のメディアをフル活用して「まちなかのリニューアルオープン」を最大限にPRしたのです。そして、数多くのメディア掲載のおかげでグランドプラザは集客力のある場所としてしっかりと認知され、大勢の人がいる「まちなからしい」イメージから出発することに成功しました。

7 まちなかの価値を高め、持続する

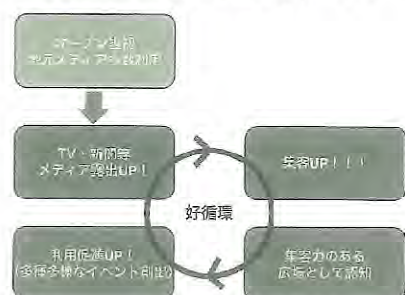
「まちなか」とは、地名ではなく状態を表している言葉です。先日、市内の小中学生にアンケート調査をしたところ「まちなか」「巨大な郊外施設」という結果だったと聞きました。「まちなか」とは、住宅や商店が集まっているところであり、昔は城下町、門前町等、自ずと人が集まる場周辺の商業文化が形成し、「まちなか」を形成していました。

現在では、大病院、行政施設等がそれに該当し、富山市の中心市街地においては市内唯一の百貨店が、賑わいの核となっています。長年、「まちなか」と称されてきた中心市街地にとって、「まちなからしさ」が風前の灯になりつつあった近年、集客力を唯一維持していた百貨店の横に地域の行政が主導を担い、グランドプラザが完成しました。

そして開業時には、オープニングキャンペーンを実施し、開業後の一定期間は使用料を徴取せず、テレビ局や新聞社等の各メディアにイベント開催を提案しました。その結果、毎日、各メディアが主催するイベント会場となり、多くのメディアに掲載されました。

つまり、行政力を最大限に活かして事業費は提供せず、通常は有償であるグランドプラザを無償で提供することを提案し、地域のメディアをフル活用して「まちなかのリニューアルオープン」を最大限にPRしたのです。そして、数多くのメディア掲載のおかげでグランドプラザは集客力のある場所としてしっかりと認知され、大勢の人がいる「まちなからしい」イメージから出発することに成功しました。

ご祝儀利用から、好循環スタート!



5. 営生息に配慮した地域ルールについて

キセラ川西せせらぎ公園のせせらぎでは、生物がすみやすい環境に配慮した整備を進めている。その一環として蛍の育成や保護をテーマとした取組を市民参画の下進めているが、蛍の育成、保全に向けては、地域ぐるみでの協力、連携が重要である。蛍保全のために地域で環境再生の取り組みを進めている東京都内の事例を添付する。

■事例 皇居外苑 牛ヶ淵

平成26年7月11日

ホタル保護のための牛ヶ淵地域ルール

環境省自然環境局皇居外苑管理事務所

1 目的

牛ヶ淵には、豊かな水生植物、多様な環境があり、都心にあつて貴重な生態系が見られます。その代表的な生物がヘイケボタルです。しかし、牛ヶ淵のヘイケボタルの生息状況は不安定で、生息数も多くありません。このため、今後、ホタルを守っていくことが必要ですが、そのためには、ホタルが生息する環境を保護することが重要です。特に、ホタルは夜の光に敏感であり、夜間明るいと繁殖に支障をきたすことが知られていることから、ホタルの繁殖期を中心に、濠周囲の人工照明への配慮が重要になります。このようなことから、牛ヶ淵に隣接する地域の方が協力して、各自ができる範囲でホタルに配慮した行動をとるための地域ルールをつくりました。

2 位置づけ・対象

この地域ルールは、皇居外苑濠の管理者(環境省)と地域(千代田区と牛ヶ淵に隣接する地域の方)とで定めた自主的なルールです。地域ルールへの参加者は、ルールに沿った行動をとることが期待されます。

3 内容

(1) 範囲・時期

地域ルールに参加した者の管理する施設のうち、牛ヶ淵に面した部分が対象となります。光環境に配慮する時期は、概ね5月~7月の夜間とします。

(2) 配慮する内容

①屋外照明

新しく照明を設置する場合は、設置場所、照射方向、光の量、及びそれらに関わる照明器具構造を工夫し、濠の水面・石垣を可能な限り照らさないようにします。また、ヘイケボタルにとって比較的影響の小さい橙色系の光源などが望ましいため、色調についても工夫をします。すでに設置した照明については、光量の調節、かさの活用、必要性の低い場所の消灯などにより、濠と石垣への光を押さえる工夫をします。



出典)

<http://www.env.go.jp/garden/kokyogaien/news/%E3%83%9B%E3%82%BF%E3%83%AB%E4%BF%9D%E8%AD%B7%E3%81%AE%E3%81%9F%E3%82%81%E3%81%AE%E7%89%9B%E3%83%B6%E6%B7%B5%E5%9C%B0%E5%9F%9F%E3%83%AB%E3%83%BC%E3%83%AB.pdf>

<http://www.env.go.jp/garden/kokyogaien/topics/140715.html>

1. 活動内容と川西市都市公園条例との関係

これまでのワークショップで確認した活動と、都市公園条例において許可が必要となるものとの関係について表で取りまとめた。

活動内容の希望をみると、都市公園条例による行為の制限に沿った一般的なルールにより許可できる活動の他に、許可には留意が必要となる活動も提案されている。

■キセラ川西せせらぎ公園における活動希望と都市公園条例との関係

区分	ワークショップによる活動内容の希望	主催			川西市都市公園条例					備考	
		市民団体 市民	川西市 市民団体	企業	第3条 都市公園において、次の各号に掲げる行為を使用とする者は、市長の許可を受けなければならない。						
					(1)行商、募金その他これらに類する行為をすること	(2)業として写真又は動画を撮影すること	(3)興業を行うこと	(4)協議会、展示会、博覧会、集会、その他これらに類する催しをすること	(5)前各号に掲げるもののほかは都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。		
イベント	フリーマーケット、手作り市、軽トラ市、キャンプ(イベント)、へんてこ古本市	●			●			●			
	食のイベント、川西バル、カフェ、フード、バーベキュー		●		●		●	●			
	ワゴンショップ、キッチンカー、特産品販売			●	●		●	●			
	音楽会、コンサート、演奏会、映画上映、音楽フェス(ワタナベフラワー)		●	●			●	●			
	川西音頭、へんてこ音頭	●	●					●			
	写真、絵画、コンテスト、芸能の研修と発表	●	●			●		●			
	音灯りイベント、キャンドルアート、イルミネーションコンテスト		●		●		●	●			
	婚活・恋活、独身が集まる			●			●		●		
	500人運動会		●						●		
	防災訓練		●						●		
気球を飛ばしてみる			●			●		●			
自然を楽しむ活動	蛍イベント、蛍が飛び交うせせらぎとLED電灯を消して蛍鑑賞会		●						●		
	記念植樹		●						●		
	木の面白さ体験、生物・植物博物館、動植物に対する四季に応じた観察活動	●							●		
	野菜作り、花摘み	●							●		
	植生調査	●							●		
	自然の生き物が集まる公園づくり活動、オオムラサキが来る公園		●							実施内容により許可が必要	
	木陰で本を読んだり、友達とお茶を飲んだりのんびりと過ごす	●								#	
	黒川の里が遠望できるところの紹介、散歩コースの紹介		●							#	
たきび	●							●	火の使用許可が必要、花火は禁止		
子ども遊び	プレーパーク	●							●		
	「アースパックハウス」ワークショップ(土のう積んで漆喰で固める。エコ。)	●								実施内容により許可が必要	
	子どもがせせらぎで遊ぶ、川遊び系イベント	●								#	
	大カンケり大会、大ケ ドロ大会	●							●		
	芝生広場全体を使った鬼ごっこ	●							●		
弁当の日、ピクニック	●						●		実施内容により許可が必要		
地域歴史学習、文化活動他	距離標、サインづくり		●							管理者と連携した活動とする必要がある	
	個人の特技の発表	●							●		
	子どもたちに幼いころの遊びを伝える	●							●		
	ボーイスカウト、ガールスカウト活動	●						●	●		
公園美化	清掃活動、維持管理活動		●							実施内容により許可が必要	
	せせらぎ遊歩道の管理人になる	●									
	花壇活動、植物のお手入れ交流会	●							●		
広報活動	数年にわたるワークショップの取り組みを開西のTVに取材してもらう		●							管理者と連携した活動とする必要がある	
	公園情報発信(ネット等)	●	●								
その他活動	グランドゴルフなどの特定のスポーツ	●							●		
	ボール遊び	●								基本的に禁止。キャッチボールの扱いは?	
	犬の散歩	●								リードでつなぐことを条件とする。	
	喫煙	●								公園での喫煙は禁止されている。	
	ゴミ捨て	●								ゴミ箱の新設はなし。持ち帰りとする。	
文化施設と公園との連携		●							連携内容の検討		

凡例 ●：都市公園条例により申請が必要となる可能性がある区分